

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和元年
7月4日
(木曜日)

目 次

- 選管告示
 参議院議員通常選挙において繰上投票を行う投票区及び投票の期日……………一
 参議院議員通常選挙における選挙長等の住所及び氏名……………二
 参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長の事務の取扱い……………二
 参議院議員通常選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時……………二
 参議院山口県選出議員選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式……………二
 参議院山口県選出議員選挙においてポスター掲示場への掲示を開始することができる日……………二
 参議院山口県選出議員選挙における政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時……………二
 参議院議員通常選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………三
 参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………三
 参議院山口県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……………三
 ○参議院議員選挙選挙長告示
 選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時……………三
 選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時……………三
 ○参議院議員選挙選挙分会長告示
 選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時……………三

山口県選挙管理委員会告示第八号

令和元年七月二十一日執行の参議院議員通常選挙において、繰上投票を行う投票区及び投票の期日は、次のとおりである。



令和元年七月四日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

市町名	投票区名	投票の期日
下関市	六連	令和元年七月二十日
萩市	大島	
	相島	
	見島第一	
	見島第二	
防府市	野島	
岩国市	柱島	
柳井市	平郡第一	
	平郡第二	
大島郡周防大島町	江ノ浦	
熊毛郡上関町	八島	
	祝島	

山口県選挙管理委員会告示第九号

令和元年七月二十一日執行の参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長並びにその職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和元年七月四日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

一 参議院山口県選出議員選挙

選挙所	選挙長	選挙長職務代理者
住 氏 名	住 氏 名	住 氏 名

山口市朝倉町二番三〇号	田中 一郎	宇部市大字上宇部一五一の二七	松橋美恵子
-------------	-------	----------------	-------

二 参議院比例代表選出議員選挙

選 挙 分 会 長	選 挙 分 会 長 職 務 代 理 者
住 所 氏 名	住 所 氏 名
下関市長府黒門南町二番二三号 千葉潤一郎	周南市梅園町二丁目一 稲葉 和也

山口県選挙管理委員会告示第十号

令和元年七月二十一日執行の参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長の事務は、山口県選挙管理委員会事務局において取り扱う。

令和元年七月四日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

山口県選挙管理委員会告示第十一号

令和元年七月二十一日執行の参議院議員通常選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和元年七月四日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

一 参議院山口県選出議員選挙選挙会

- (一) 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
 - (二) 日時 令和元年七月二十四日午前十時
- 二 参議院比例代表選出議員選挙選挙分会
- (一) 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
 - (二) 日時 令和元年七月二十四日午前十時

山口県選挙管理委員会告示第十二号

令和元年七月二十一日執行の参議院山口県選出議員選挙における選挙運動用ピラに貼る証紙の様式は、次のとおりである。

令和元年七月四日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

第 25 回 参 議 院 議 員 選 挙 山口県選挙区(番号) 山口県選挙管理委員会

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、地紋を入れるものとする。

山口県選挙管理委員会告示第十三号

令和元年七月二十一日執行の参議院山口県選出議員選挙において、候補者がポスター掲示場への個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターの掲示を開始することができる日は、次のとおりである。

令和元年七月四日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

開始期日 令和元年七月四日

山口県選挙管理委員会告示第十四号

令和元年七月二十一日執行の参議院山口県選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和元年七月四日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

- 一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
- 二 日時 令和元年七月四日午後六時

山口県選挙管理委員会告示第十五号

令和元年七月二十一日執行の参議院議員通常選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和元年七月四日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

一 参議院山口県選出議員選挙

(一) 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁

(二) 日時 令和元年七月五日午後五時三十分

二 参議院比例代表選出議員選挙

(一) 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁

(二) 日時 令和元年七月五日午後六時三十分

山口県選挙管理委員会告示第十六号

令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における参議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和元年七月四日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁

二 日時 令和元年七月四日午後五時三十分

山口県選挙管理委員会告示第十七号

令和元年七月二十一日執行の参議院山口県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和元年七月四日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

制限額 三八、九三〇、〇〇〇円

参議院山口県選出議員選挙選挙長告示第一号

令和元年七月二十一日執行の参議院山口県選出議員選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超え、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となった場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和元年七月四日

参議院山口県選出議員選挙選挙長 田中一郎

一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁

二 日時 令和元年七月十九日午前十時

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第一号

令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超えた場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和元年七月四日

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長 千葉潤一郎

一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁

二 日時 令和元年七月十九日午前十時

令和元年七月四日印刷
令和元年七月四日發行

發行人所

山口県知事
山口県知事